

9条と平和主義

木村公平

朝鮮半島情勢の緊張緩和は驚くべき速さで進んでいます。沖縄の知事選挙でオール沖縄玉城デニーさんの圧倒的勝利は繰り返し示してきた沖縄の民意が不可逆的であることを示しました。アメリカと歴代自民党政府の日米同盟を基軸とした政策が揺らいでいます。

日本の侵略、植民地支配、アジア太平洋戦争敗戦後、アメリカによって作られた北東アジアの戦後体制が揺さぶられています。

これに対し安倍政権は歴代自民党政府の政治を推し進める為、憲法9条を改悪しようとしています。戦後体制の最大の矛盾の一つが憲法9条だと思います。9条は陸・海・空の三軍を保持せず交戦権を否定しています。

私は長い間日本は道義のある国なのか疑問に思い続けてきました。本当に日本には三軍がないでしょうか。誰が考えても自衛隊という名の軍隊が存在しています。学校教育でまともに憲法9条のことを教えることが可能でしょうか。多分曖昧に教えていると思います。学生たちも曖昧に理解していると思います。よく立憲主義が主張されますが日本の平和にとって最も大事な条文が曖昧に教えられ理解されているのは、やはり重大な問題です。

沖縄返還交渉（秘密交渉）を佐藤栄作首相の依頼で行った若泉敬さんは沖縄復帰後20年以上たった90年代に、沖縄の現状と日本の現状を「愚者」の楽園だと評しました。私はそれは当たっていると思います。沖縄の現状をみれば日本の政府がいかにアメリカに対して腰抜けで、更に「国民」もその政府を支持し続けている、又ほとんどの野党も同じです。

一つの例を示します。現在沖縄高江への機動隊派遣は違法だと訴訟が行われています。この裁判を通じて弁護団は日米安保条約が憲法9条違反だと主張しています。そしてこの違法性を立証する為、1959年、東京地裁伊達裁判長が出した判決“在日米軍が憲法違反だ”との問題を提起しています。当時の伊達判決に驚き、あわてふためいたアメリカ政府（アメリカ駐日大使）、日本政府（藤山外相）、最高裁判所長官田中耕太郎は裏で談合を繰り返し、伊達判決を否定することを約束しました。その内容は、日米安保条約は高度に政治的であるので裁判所

は判断できない（統治行為論）、又米軍の駐留に対し日本の指揮権は及ばないので我国の戦力にはあたらないという判決です。

1959年のこの最高裁判決以後、全ての日米安保条約関係の裁判は敗訴が確定します。更に問題は当然のことながら政治にも直接影響を与え続けています。2015年「戦争法」の国会審議の時、自民党は、野党の憲法違反との主張に対しこの1959年最高裁判決を持ち出して合憲論の一部として利用しました。この時点での最高裁判決は日米両政府、最高裁判所の談合でつくられた作文だと判明していました。既に2007年、この不当な売国的な国家犯罪が判明していました。（アメリカ公文書館から日本の研究者が発掘）。

私は野党が当然この問題を取り上げるだろうと思っていた。が、野党はこの問題を追求しませんでした。何故でしょう。党利党略からこの国家犯罪を免罪したのです。さらにこの戦争法反対運動の中で戦争法は違憲であるがその根本である日米安保条約（日米同盟）と自衛隊の問題にも触れませんでした。米国と日本の行政・司法が結託した国家犯罪に立法も加担したのです。立憲主義を主張する野党がこれでいいのでしょうか。発覚してから10年以上経った今、やっと裁判という形でも問題にすることは極めて意義のあることだと思います。米国や歴代自民党政府は9条に関する限り守る気はありません。アメリカは朝鮮戦争が勃発するや、直ちに1950年警察予備隊創設を指示しました。1954年自衛隊が発足しました。アメリカが作り出した9条はアメリカによって簡単に殺されかけました。ゼロから有への出発です。最初にして最大の解釈改憲です。これ以来自民党は解釈改憲のオンパレードです。

1992年PKO協力法成立（戦後初めての海外派兵）、1999年周辺事態法のガイドライン関係法成立、2015年安全保障関連法成立（集団的自衛権行使容認）

1947年日本国憲法成立以来70年余りたっていますが、日本国憲法は一字一句変わっていません。野党と国民世論、硬性憲法のお陰だと言えます。だが実質的内容となれば無茶苦茶です。現在の自衛隊は海外にいけば軍隊として見做されています。世界的にみても上位の軍事組織です。更に在日米軍という巨大な外国軍隊が常駐しています。アメリカ国外で最大の軍事基地と兵員です。こんな国家が平和国家と言えるでしょうか。よく街頭宣伝などで平和な

日本が戦争する国家になるとの発言があります。私はこれは本当のことを見たくない人の願望であり、客観的事実から出発しなくてはいけないと思います。確かに日本は戦後、戦場になってはおらず、自衛隊が他国人民を殺害していません。これは9条の力です。だが少し考えてください。インド洋給油作戦、イラク戦争の時の米兵輸送は準参戦です。

アメリカによるベトナム侵略戦争の時日本はどういう役割をはたしたのでしょうか。私たちの若い時、ベトナム侵略戦争反対、アメリカに加担するなどいう世界的反戦運動が盛り上がりました。在日米軍基地に対する闘争でした。アメリカは日本を兵站基地として出撃基地として活用し、日本政府はそれに協力しました。この時も9条は存在しました。

アメリカ軍のベトナム侵略は阻止出来ませんでしたが、韓国のように自衛隊員が参戦することはありませんでした。9条は確かに効果はあったのです。

しかし、ベトナム人民殺害を日本は助けたのです。9条があれば日本の平和は守れるというのは過大評価です。（日本人が死ななければよいのか！）

昨年、朝鮮半島危機の時、9条は戦争阻止の役に立ちましたか。私は多少効果はあったかと思います。もしあの時、緊張が激化すればアメリカの先制攻撃（多分第7艦隊、空母戦艦、潜水艦）があった可能性が極めて高かったと思います。

このように具体的にみればほんとに北東アジアの平和を守る為には、日米同盟に反対すると共に朝鮮戦争の平和協定締結、在韓米軍（国連軍）の撤退を実現し、沖縄の新基地建設阻止、9条改悪阻止、安倍内閣打倒を実現することが必要だと思います。

最初に書いた如く、今北東アジアの情勢は激しく動いています。チャンスだと思います。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抜粋）

日本国及びアメリカ合衆国は、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国のお安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国のお安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。